

○ 西いぶり広域連合の休日に関する条例

平成 12 年 3 月 28 日
条 例 第 2 号

(本広域連合の休日)

第 1 条 次の各号に掲げる日は、本広域連合の休日とし、本広域連合の機関の執務は、原則として行わないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、本広域連合の休日に本広域連合の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。